

山形県がん・生殖医療ネットワーク設置要綱

(趣旨)

第1条 山形県内におけるがん等の治療及び生殖医療に従事する医療機関、行政機関等が互いに連携して、小児・AYA世代のがん等患者やその家族に妊孕性温存に関する正しい情報を提供するとともに、妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）を円滑に実施するための連携体制を構築するため、山形県がん・生殖医療ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(掌握事項)

第2条 ネットワークの掌握事項は、次のとおりとする。

- (1) 妊孕性温存に係る情報交換及び情報発信に関すること
- (2) 県内各地域における相談体制の整備に関すること
- (3) がん等患者の意思決定を支援するための体制の整備に関すること
- (4) 妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を円滑に実施するための連携体制の整備に関すること
- (5) 研修会や講演会の開催に関すること
- (6) その他ネットワーク発展のために必要なこと

(組織)

第3条 ネットワークは次に掲げる者で構成する。

- (1) がん等診療施設の医療従事者
- (2) 生殖医療施設の医療従事者
- (3) 山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課員
- (4) その他ネットワークが必要と認めた者

(代表)

第4条 ネットワークに代表を置き、構成員の互選により定める。

- 2 代表は、ネットワークの業務を総理し、ネットワークを代表する。
- 3 代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(部門長)

第5条 第3条第1号から第3号に掲げる区分にそれぞれ部門長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 部門長は、ネットワークの代表を補佐し、所属する区分を代表する。
- 3 部門長に事故があるとき又は部門長が欠けたときは、部門長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(参加及び辞退)

第6条 ネットワークへの参加を希望する者は、参加申込書(様式1)を事務局に提出するものとし、参加申込書が受理された日をもって構成員となる。

2 ネットワークからの退会を希望する者は、退会届(様式2)を事務局に提出するものとし、退会届が受理された日をもって構成員でなくなる。

(変更)

第7条 構成員は、氏名、所属等に変更が生じたときは、変更届(様式3)を事務局に提出するものとする。

(会議)

第8条 代表は、必要に応じて構成員を参集し、第2条各号に規定する事項について意見を聴くことができる。

2 代表は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面による開催等)

第9条 代表は、特に必要があると認めた場合は、書面をもって意見を聴くことができる。

(関係機関との連携)

第10条 ネットワークは、必要に応じて、他の都道府県や関係学会等と連携を図るものとする。

(事務局)

第11条 ネットワークの事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。